

技術指針への配慮書手続等の導入について

1 配慮書段階の主な記載事項（新規）

(1) 複数案を原則設定

- ア 位置・規模に係る複数案を検討するよう努める。また、複数案設定の考え方を明らかにする。
- イ 現実的である限り、当該事業を実施しない案（ゼロオプション）を含めるように努める。法対象になる規模未満の事業を複数案に含む場合は、ゼロオプションの1種とみなすことができる。
- ウ 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。

(2) 計画段階配慮事項の選定（方法書段階「環境影響評価の項目の選定」を基に作成）

- ア 環境保全措置により回避・低減が可能又は影響が可逆的、短期間な場合は基本項目を選定しないことができる。ただし、方法書以降で再検討が必要。
- イ 環境にプラスの効果をもたらす場合には、その影響も積極的に対象とする。

(3) 調査、予測、評価について

- ア 選定事項の調査、予測及び評価は、設定された事業案及び選定事項ごとに行うものとする。
- イ 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにする。
- ウ 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。
- エ 調査は、原則として既存資料をもとに実施し、必要な情報が得られない場合は専門家から知見の収集を行う。それでも情報が得られない場合は、現地調査・踏査等を行う。
- オ 予測は原則として、簡便な手法で可能な限り定量的に実施する。
- カ 必要であると認められる場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても、比較整理を行う。
- キ 単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が回避、低減されているかについて評価を行う。

2 方法書段階以降の主な記載事項（追加）

(1) 配慮書の反映

- ア 複数案から絞り込んだ環境面、社会面からの検討経緯を明記する。なお、その内容には、対象事業の決定の過程でどのように環境影響が回避、低減されているかの検討経緯を含めること。
- イ 配慮書の結果や意見などを方法書以降の手続きに反映する。

(案)

札幌市環境影響評価技術指針

環境局長決裁 平成12年5月31日

最近変更 平成25年10月1日

第1 趣旨

この技術指針は、札幌市環境影響評価条例（平成11年札幌市条例第47号。以下「条例」という。）第5条第1項に定める技術的な指針として以下に掲げる事項を定めるものであり、札幌の豊かな自然と文化、生活環境を保全し、都市機能と原生性の残る自然が共生する札幌のより良い環境の創造に向け、**計画段階配慮事項の検討**、環境影響評価その他の手続が適切に行われることを目的とするものである。

- 1 **計画段階配慮事項**
- 2 環境影響評価の項目
- 3 **計画段階配慮事項及び環境影響評価の調査、予測及び評価の手法等**
- 4 環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）
- 5 事後調査の項目及び手法等
- 6 **配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書（以下「~~方法書~~配慮書等」という。）の記載内容及び公表等**

第2 **配慮書等の記載内容等**

配慮書等の記載内容は別表1を基本とし、できるだけ平易な文章にするとともに、必要に応じ、図表等を用いるなど分かりやすい記述に努めること。**また、概要版等の簡易資料の作成に努めること。**

なお、**配慮書の案を作成する場合には、配慮書関する事項を参考とすること。**

第3 **計画段階配慮事項の検討**、環境影響評価及び事後調査を行うに当たっての基本的事項

- 1 手順は概ね図1のとおりとする。
- 2 環境要素は別表2のとおりとする。
- 3 特有の気候を有し、自然性が高い札幌市の地域特性を十分に勘案すること。
- 4 **計画段階配慮事項及び環境影響評価の項目並びに**~~及び~~**調査、予測、評価の手法の選定等に係る新たな事情が生じた場合は、必要に応じ、当該項目、手法等の見直しを行うこと。**

第4 **計画段階配慮事項の検討**、環境影響評価及び事後調査の手順

1 配慮書段階

(1) 配慮書の作成時期

ア 配慮書の作成は、事業の「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案の設定が可能な時期から、「位置・規模」又は「配置・構造」が確定する前ま

で行うこと。

(2) 位置等に関する複数案の設定

ア 計画段階配慮事項の検討に当たっては、次に掲げる(ア)、(イ)の順を優先順位とした複数案を設定することを基本とし、その設定の考え方を明確にすること。

なお、(ア)を優先できない場合には、その理由を明確にすること。

(ア) 事業の位置・規模に関する適切な複数案

(イ) 建造物等の構造・配置に関する適切な複数案

イ 設定する複数案には、現実的である限り、ゼロオプション（事業を実施しない案）を含めるよう努めること。

なお、対象事業種以外の事業による案や対象規模要件未満で実施する案が設定される場合はゼロ・オプションとして扱うが、現状や現状推移結果であるBAU(Business As Usual)との比較は事業を複数案として取り扱わない。

ウ 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにすること。

(3) 事業案の特性把握

設定した事業案について、次に掲げる事項を把握すること。

なお、把握に当たっては、事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について整理すること。

ア 事業の目的

イ 事業の種類

ウ 事業の実施区域の位置・規模

エ 事業の計画の概要

オ その他事業に関する事項

(4) 事業実施区域及びその周囲の概況の把握

設定した事業案について、別表3を参照し、調査、予測及び評価に必要な情報を選択し、事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握すること。

情報の把握に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により行い、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。この場合においては、必要に応じ、札幌市その他の地方公共団体、専門家等から知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。

(5) 関係地域の設定及び概況の整理

設定した事業案について、前項(2)により得られた事業実施区域及びその周囲の概況を踏まえ、事業の実施により1以上の環境要素が影響を受けると認められる地域を関係地域として設定し、その概況（以下「関係地域の概況」という。）及び設定の根拠を資料の出版とともに明らかにできるよう整理すること。

(6) 計画段階配慮事項環境影響評価の項目

ア 計画段階配慮事項環境影響評価の項目の選定

設定した事業案について、以下の手順により計画段階配慮事項環境影響評価を行う項目（以下「選定事項項目」という。）を選定すること。

(ア) 対象事業の実施に伴い環境に影響を与えるおそれのある要因（以下「影響要因」という。）として、対象事業に係る「工事の実施（工作物の撤去又は廃棄を含む。）」及び「工事完了後の土地又は工作物の存在及び供用（工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合には当該撤去又は廃棄を含む。）」を、別表４の「影響要因の区分」を参考とし、対象事業の特性等を考慮して必要に応じて適切に区分する。

(イ) 別表４の「環境要素の区分」を参考とし、対象事業によって影響を受けるおそれのある環境要素を抽出する。

(ロ) 別表４の事業種別の基本的な項目（以下「基本項目」という。）を参考とし、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、(ア)で区分した「影響要因」が重大な影響を及ぼす(イ)で抽出した「環境要素」に及ぼす影響の重大性についての区分を明らかにし、影響の重大性を客観的かつ科学的に検討することにより、選定事項項目を選定する。

イ 選定事項項目の選定に当たっての留意事項

(ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにできるように整理すること。

(イ) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ基本項目を選定しないものとする。ただし、③の場合においては、方法書以降で取扱いを再検討すること。

① 当該基本項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

② 関係地域に、当該基本項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

③ 環境保全措置により回避・低減が可能又は影響が可逆的、短期間な場合

(ロ) 選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した理由を明らかにできるように整理すること。

(ハ) 環境にプラスの効果をもたらす場合には、その影響も積極的に対象とすること。

(ニ) 工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じて選定事項を選定すること。

(7) 調査、予測、評価について

ア 選定事項の調査、予測及び評価は、設定された事業案及び選定事項ごとに行うものとする。

イ 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすること。

ウ 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。

(8) 調査手法

ア 調査手法の選定

以下に掲げるものについて、別表 5 で示す各環境要素の調査手法を参照し、選定事項項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、調査の手法を選定すること。

なお、関係地域の概況を踏まえるに当たっては、当該地域の概況が時間の経過に伴って変化するものであることに留意すること。

(ア) 調査内容

選定事項項目の状況又は自然的・社会的状況

(イ) 調査方法

国又は札幌市その他の地方公共団体が有する文献その他既存の資料からの入手、専門家等からの聞き取り、現地調査・踏査等

(ロ) 調査地域

事業の実施によって、選定事項項目に関する環境要素が影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域

(エ) 調査地点（調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(オ) 調査の期間及び時期

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

イ 調査手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 調査内容に関して法令等により定められた調査方法がある場合には、これを踏まえること。

(イ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

(ロ) 季節による変動を把握する必要がある調査で、年間を通じた調査に係るものについては、これを適切に把握できるように、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定すること。

- (エ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにできるように整理すること。
- (オ) 選定事項項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略又は詳細な方法を選定すること。
- (カ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理すること。

(9) 予測手法

ア 予測手法の選定

以下に掲げるものについて、別表 5 で示す各環境要素の予測手法を参照し、選定事項項目について適切に評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、予測の手法を選定すること。

(ア) 予測内容

選定事項項目に係る状況の変化又は環境への負荷量

(イ) 予測方法

理論に基づく計算、模型による実験、既存事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法）

(ウ) 予測地域

各環境項目の影響を適切に予測できる地域として調査地域のうちから選定した地域

(エ) 予測地点（予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合）

地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点

(オ) 予測時期

供用開始後事業活動又は利用が定常状態になる時期及び影響が最大になる時期、工事の実施による影響が最大になる時期など、予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

イ 予測手法の選定に当たっての留意事項

- (ア) 予測は原則として簡便な手法で実施すること。新規又は環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない手法を用いる場合には、当該手法の不確実性の程度等の内容を明らかにできるようにすること。
- (イ) 計画段階配慮での予測には不確実性が一定程度存在する可能性があるため、不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理すること。
- (ウ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにできるように整理すること。
- (エ) 選定事項項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて

- 簡略又は詳細な方法を選定すること。
- (オ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理すること。

(10) 評価手法

ア 評価手法の選定

別表 5 で示す各環境要素の評価手法を参照し、評価の手法を選定すること。

イ 複数案の比較整理

複数案の環境影響の程度を環境要素ごとに比較し、各案の環境影響に関する特徴を整理すること。

ウ 単一案の場合の評価

単一案のみが設定されている場合は、重大な環境影響が事業者が実行可能な範囲で回避、低減されているかについて評価を行うこと。

エ 評価手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにできるように整理すること。

(イ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理すること。

2 方法書段階

(1) 記載内容への配慮書の反映

ア 事業案から対象事業決定への経緯

配慮書で複数の事業案を設定した場合においては、対象事業を決定するまでの環境面、社会面等を比較整理した経緯を記載すること。

また、複数案から当該対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の経緯を明らかにすること。

イ 配慮書手続を実施した場合、方法書以降の手続きにあたっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用すること。

ウ 環境保全の見地からの意見及び市長意見の反映

配慮書手続を実施した場合、配慮書に対する環境保全の見地からの意見及び市長意見を踏まえ、方法書を作成するよう努めること。

(2) 対象事業の特性の把握

対象事業について、次に掲げる事項を把握すること。

なお、把握に当たっては、対象事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について整理すること。

ア 対象事業の目的

イ 対象事業の種類

- ウ 対象事業の実施区域の位置・規模
- エ 対象事業の計画の概要
- オ その他対象事業に関する事項

(3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況の把握

別表 3 を参照し、調査、予測及び評価に必要となる情報を選択し、対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握すること。

情報の把握に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により行い、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。この場合においては、必要に応じ、札幌市その他の地方公共団体、専門家等から知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。

(4) 関係地域の設定及び概況の整理

前項(2)により得られた対象事業**実施**区域及びその周囲の概況を踏まえ、対象事業の実施により 1 以上の環境要素が影響を受けると認められる地域を関係地域として設定し、その概況（以下「関係地域の概況」という。）及び設定の根拠を資料の出版とともに明らかにできるよう整理すること。

(5) 環境影響評価の項目

ア 環境影響評価の項目の選定

別表 4 を参照し、以下の手順により環境影響評価を行う項目（以下「選定項目」という。）を選定すること。

(ア) 対象事業の実施に伴い環境に影響を与えるおそれのある要因（以下「影響要因」という。）として、対象事業に係る「工事の実施（工作物の撤去又は廃棄を含む。）」及び「工事完了後の土地又は工作物の存在及び供用（工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合には当該撤去又は廃棄を含む。）」を、別表 4 の「影響要因の区分」を参考とし、対象事業の特性等を考慮して必要に応じて適切に区分する。

(イ) 別表 4 の「環境要素の区分」を参考とし、対象事業によって影響を受けるおそれのある環境要素を抽出する。

(ウ) 別表 4 の事業種別の基本的な項目（以下「基本項目」という。）を参考とし、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、(ア)で区分した「影響要因」が(イ)で抽出した「環境要素」に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、選定項目を選定する。

イ 項目の選定に当たっての留意事項

(ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかに~~できるよう整理すること~~。

(イ) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ基本項目を選定しないものとする。

- ① 当該基本項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- ② 関係地域に、当該基本項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- (ウ) 選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した理由を明らかにできるように整理すること。

(6) 調査手法

ア 調査手法の選定

以下に掲げるものについて、別表 5 で示す各環境要素の調査手法を参照し、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、調査の手法を選定すること。

なお、関係地域の概況を踏まえるに当たっては、当該地域の概況が時間の経過に伴って変化するものであることに留意すること。

(ア) 調査内容

選定項目の状況又は自然的・社会的状況

(イ) 調査方法

国又は札幌市その他の地方公共団体が有する文献その他の資料からの入手、専門家等からの聞き取り、現地調査等

(ウ) 調査地域

事業の実施によって、選定項目に関する環境要素が影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域

(エ) 調査地点（調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(オ) 調査の期間及び時期

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

イ 調査手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 調査内容に関して法令等により定められた調査方法がある場合には、これを踏まえること。

(イ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

(ウ) 季節による変動を把握する必要がある調査で、年間を通じた調査に係るものについては、これを適切に把握できるように、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定すること。

- (エ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理すること。
- (オ) 選定項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略又は詳細な方法を選定すること。
- (カ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理すること。

(7) 予測手法

ア 予測手法の選定

以下に掲げるものについて、別表 5 で示す各環境要素の予測手法を参照し、選定項目について適切に評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、予測の手法を選定すること。

(7) 予測内容

選定項目に係る状況の変化又は環境への負荷量

(イ) 予測方法

理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法）

(ウ) 予測地域

各環境項目の影響を適切に予測できる地域として調査地域のうちから選定した地域

(エ) 予測地点（予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合）

地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点

(オ) 予測時期

供用開始後事業活動又は利用が定常状態になる時期及び影響が最大になる時期、工事の実施による影響が最大になる時期など、予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

イ 予測手法の選定に当たっての留意事項

- (7) 新規又は環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない手法を用いる場合には、当該手法の不確実性の程度等の内容を明らかにできるようにすること。
- (イ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理すること。
- (ウ) 選定項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略又は詳細な方法を選定すること。
- (エ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理すること。

(8) 評価手法

ア 評価手法の選定

別表 5 で示す各環境要素の評価手法を参照し、評価の手法を選定すること。

イ 評価手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理すること。

(イ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理すること。

2 環境影響評価の実施及び準備書段階

(1) 環境影響評価の項目及び調査、予測、評価の手法の再検討

ア 方法書に対する環境保全の見地からの市民意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、環境影響の項目及び調査、予測、評価の手法について再検討を行うこと。

イ 検討の結果、修正を行った場合にあっては、修正の内容を明らかにできるように整理すること。

(2) 調査実施の留意事項

ア 調査により得られた情報が記載されていた文献名、行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理すること。

イ 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるように整理すること。

(3) 予測実施の留意事項

ア 工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測を行うこと。

イ 予測の結果を示すに当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数等について、項目特性、対象事業の特性及び関係地域の概況に照らし、それぞれの内容及び妥当性と併せて明らかにできるように整理すること。

ウ 対象事業以外の要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況。）を明らかに出来るように整理し、これを勘案して予測を行うこと。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、札幌市その他の関係地方公共団体が有する情報を収集して推定すること。

なお、将来の環境の状況の推定に当たって国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込む場合には、当該施策の内容を明らかにできるように整理すること。

(4) 評価実施の留意事項

- ア 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを検討すること。この場合においては、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- イ 国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関し基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合が図られているかどうかを検討すること。
- ウ 事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるようにすること。
- エ 選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成する等の整理を行い、各選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、対象事業に係る総合的な環境影響の評価を行うこと。

(5) 環境保全措置

ア 環境保全措置の検討

選定項目に係る環境影響を回避し、又は低減すること及び国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準若しくは目標の達成を図ることを目的として、環境保全措置を検討すること。

ただし、回避又は低減のための措置を取ることが困難である場合には、事業の実施により損なわれる環境を同一の場所で修復し、若しくは再生する、又は損なわれる環境と同等以上の機能若しくは価値を有する環境を近傍において確保し、若しくは創出するなど、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するとともに、代償措置による効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を踏まえ、必要に応じ当該代償措置に係る事後調査及びその結果に応じた環境保全措置について検討すること。

イ 検討結果の検証

検討結果について、環境保全措置の複数案の比較検討及び実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減する技術が取り入れられているかどうかなどの適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証すること。

また、位置等に関する複数案の比較を行った場合には、複数案から当該対象事業の決定に至る過程でどのように環境影響が回避又は低減されているかについての検討経緯を含めた一連の手続きとして、検証すること。

ウ 検討結果の整理

検討結果は、以下の事項を明らかにできるように整理すること。

なお、検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理すること。

- (ア) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (イ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (ウ) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (エ) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (オ) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- (カ) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠並びに必要なに応じ当該代償措置の効果の結果に応じて講じる環境保全措置の実施内容

(6) 事後調査の計画

以下の手順により、事後調査の必要性を判断し、事後調査を行う項目及び手法の選定を行うこと。

ア 事後調査の必要性の判断

事業の実施に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあり、次の各号に該当する場合等には、事後調査を実施すること。

- (ア) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合
 - (例) ・騒音の予測において、予測式の適用距離範囲を超える地点で予測を行う場合。
- (イ) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - (例) ・効果に係る十分なデータの蓄積がない新技術により、環境保全措置を講ずる場合。
 - ・効果に係る知見が不十分なため、効果の判明に時間を要する環境保全措置を講ずる場合。
- (ウ) 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
 - (例) ・事業用地周辺に希少な動物の営巣地があることが分かっており、工事実施段階において詳細な生息状況調査を行い、具体的な工事実施時期時間帯等を決める場合。
- (エ) 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合
 - (例) ・重要な動植物の移動・移植による代償措置を講ずる場合。

イ 事後調査の項目及び手法の選定

(ア) 事後調査の必要性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の項目を選定すること。

(イ) 事後調査を行う項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の手法を選定すること。

ウ 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項

(ア) 項目、手法、対象とする地域及び期間の選定に当たっては、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

(イ) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

(ウ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとし、この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理すること。

(エ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるように整理すること。

3 評価書段階

(1) 準備書に対する環境保全の見地からの市民意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、準備書の記載事項について再検討を行うこと。

(2) 検討の結果、修正を行った場合には、準備書との相違を明らかにすること。また、環境影響評価の項目、調査等の手法、環境保全措置及び事後調査について追加又は修正を行う場合には、前述の方法書又は準備書の例により、項目の選定等を行うこと。

4 事後調査段階

(1) 事後調査実施の留意事項

ア 行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理すること。

イ 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるように整理すること。

(2) 事後調査結果後の環境保全措置の検討

事後調査の結果を踏まえ、評価書に記載された措置のうち、事後調査の結果に応じ講じるとしていた措置について検討するとともに、代償措置を講じる場合にあっては、その効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を踏まえ、必要に応じ当該代償措置の結果に応じた環境保全措置について検討すること。

また、検討結果の検証及び整理を、前記2(5)環境保全措置の例により行うこと。

第5 配慮書等の公表等

1 配慮書等の公表の周知方法

配慮書等の公表について住民等へより一層の周知を図るため、事業者は、札幌市環境評価条例施行規則に規定する方法以外の方法を用いるなど、可能な限り複数の手法を用いて周知を行うよう努めること。

具体的手法を記載するとした場合の例

(例)・HPの利用

- ・報道機関（テレビ・ラジオ等）への発表
- ・新聞折り込みチラシ
- ・地域情報誌への掲載
- ・広報さっぽろへの公告掲載
- ・地元町内会への回覧板等
- ・公共交通機関等を利用した公告、ポスター等の掲載等

2 説明会の周知方法

事業者は、説明会の開催について住民等へより一層の周知を図るため、1の配慮書等の公表の周知方法と同様の手法を用いて周知を行うよう努めること。

3 縦覧者等への便宜供与

配慮書等の縦覧について住民へのより一層の便宜を図るため、事業者は可能な限り、希望する住民への配慮書等の貸出しや複写等の便宜に努めること。

また、概要版等を作成した場合は、配布に努めること。

4 配慮書等のインターネット上での掲載の継続

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した配慮書等について、次段階の図書（方法書であれば準備書、準備書であれば評価書）が公表されるまで掲載を継続するよう努めること。特に、評価書については、その事業が着手され供用開始されるまでの期間や事後調査報告書の提出があるまでなど、一定期間、掲載を継続するよう努めること。

なお、掲載を継続する場合は要約書でも可とする。

第6 その他

1 施行期日

この指針は、平成25年10月1日より施行する。

2 経過措置

次に掲げるものについては、なお従前の技術指針の規定によることができる。

- (1) 施行日前に方法書を提出した事業
- (2) 施行日から起算して6月を経過する日までに方法書を提出する事業

別表1 配慮書等の記載内容

1 配慮書（条例第6条の3第1項関係）

記載項目	記載内容
(1) 第一種事業実施しようとする者の氏名及び住所	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載する。
(2) 第一種事業の目的及び内容	事業の目的及び事業の内容として、種類、実施区域の位置・規模、事業計画の概要など対象事業の内容に関わる事項を、事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容と併せて記載する。
(3) 関係地域の概況	次について記載する。 ア 設定した関係地域及び設定の根拠 イ 自然的、社会的概況及び情報の把握に用いた資料の出席
(4-1) 環境影響評価の項目	次について記載する。 ア 選定事項項目及びその選定理由 イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内容及び専門家等の専門分野並びに専門家の所属機関の属性
(4-2) 調査、予測及び評価の手法	次について記載する。 ア 調査、予測、評価の手法及びその選定理由 イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内容及び専門家等の専門分野 ウ 予測手法においては、必要に応じ、その不確実性の程度
(5) 配慮書の案を作成し、配慮書の案について意見を求めた場合は、環境の保全の見地からの意見の概要	配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要を記載する。 また、意見が述べられなかった場合にはその旨を記載する。
(6) 前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解	前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解を、各意見それぞれについて記載する。

(7-1) 手続の経過の概要	第一種事業について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続の経過の概要を時系列で記載する。
(7-2) 市長の求めに対して報告等をした資料に記載した事項	条例第49条の規定による市長の求めに対して報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載する。
(7-3) 問い合わせ先	記載内容についての問い合わせ先として、住所、電話番号等を記載する。
(7-4) 北海道環境影響評価条例に基づく配慮書の案について	北海道環境影響評価条例（以下「道条例」という。）第3条の11の規定に基づき配慮書の案の手続を行った場合は、その内容並びに配慮書の案に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解。（ただし、道条例第3条の11第2項又は第6項の規定に基づき、配慮書の案又は書類を札幌市長へ送付した場合を除く。）
(7-5) 北海道環境影響評価条例に基づく配慮書の案に対する他の市町村の意見	道条例第3条の11の規定に基づき事業実施想定区域を所管する市町村に配慮書の案を送付し、同条第7項の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を述べられた場合は、その意見及びこれに対する第一種事業を実施しようとする者の見解。